

枚方市新型コロナウイルス感染症に係る事業継続固定費支援金交付事業実施要綱

制定 令和 2 年 5 月 25 日枚方市要綱第 44 号
最終改正 令和 2 年 7 月 31 日枚方市要綱第 59 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により売上が減少した中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に事業継続固定費支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、その経営の安定化を支援し、もって被雇用者の雇用の継続に寄与することを目的とする。

(支援金の交付の対象者)

第 2 条 支援金の交付を受けることができる中小企業者は、次のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 当該中小企業者の令和 2 年 4 月から 8 月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上金額が前年同月の売上金額（事業の開始がその月の 2 日以後である場合にあっては、別に定める売上金額）の 100 分の 50 を超え、かつ、100 分の 85 以下であること。
- (2) 対象月の前月の末日に引き続いて本市の区域内に事業所を有し、当該事業所（以下「市内事業所」という。）において事業を行っていること。
- (3) 市内事業所に係る建物を賃借していること。
- (4) 前号の賃借に係る契約が次のいずれにも該当していること。
 - イ 当該契約の期間が支援金の交付の申込みの日まで継続していたこと。
 - ロ 主たる目的が当該市内事業所の経営であること。
 - ハ 借主が当該中小企業者であること。
 - ニ 貸主が次のいずれにも該当しないこと。
 - (イ) 当該中小企業者又はその 3 親等以内の親族
 - (ロ) (イ) に掲げる者が経営する法人
 - (ハ) (ロ) に該当する法人の子会社その他 (イ) 又は (ロ) に掲げる者に準ずると市長が認めるもの
- (5) 当該中小企業者に係る主たる事業分類が別に定める事業分類に該当すること。
- (6) 大阪府が実施する休業要請支援金（府・市町村共同支援金）事業又は休業要請外支援金による支援の対象者でないこと。
- (7) 枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、10 万円に市内事業所の数を乗じて得た額とする。

(交付の申込み)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする中小企業者は、別に定める期日までに、別に定めるところにより、市長に申し込まなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、支援金の交付の決定を行い、当該支援金の交付の申込みをした中小企業者に通知するものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第6条 支援金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付の決定の取消し等)

第7条 市長は、支援金の交付の決定を受けた中小企業者について、支援金の交付の対象者でなかったこと又は虚偽その他不正な手段により支援金の交付の決定を受けたことが確認できた場合は、当該支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることがある。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則[令和2年7月31日枚方市要綱第59号]

この要綱は、制定の日から施行する。